

答 申 情 第 1 4 0 号
令 和 4 年 9 月 1 5 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年7月7日付け保障第235号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

主治医意見書と診断名が一致していない職業評価の不存在による非公開決定事案（諮問情第237号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和3年4月26日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「かがやきが保有している職業評価の内、●●・京都障害者職業センター元職員が作成した当該評価の全数を示した上で「当該評価に書かれている診断名と主治医意見書に書かれている診断名が一致していない当該評価」を公開請求する。但し請求者に係る当該評価を除く。」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和3年6月3日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

公文書公開請求時点において、●●・京都障害者職業センター元職員（以下「元職員」という。）が作成した職業評価の全数は18件である。

18件の当該評価の内訳は以下のとおりとなっており、「当該評価に書かれている診断名と主治医意見書に書かれている診断名が一致していない当該評価」は存在しない。

- ・意見書等記載の診断名と一致する当該評価：5件
- ・意見書等を受け取っていない当該評価：9件
- ・意見書等を受け取っているが、当該評価に診断名が記載されていない：4件

- (3) 審査請求人は、令和3年6月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）の運営につい

て

かがやきは、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、社会福祉法人へ委託して事業を実施している。各事業の実施に当たっては、福祉、保健、医療等の各分野の支援が総合的に提供されるよう、子ども若者はぐくみ局児童福祉センターと密接に連携して支援内容等を協議している。子ども若者はぐくみ局児童福祉センターの一部門に位置付けられているが、平成31年4月から事務分掌の一部が改正され、「発達障害者支援センターに関すること」については、保健福祉局障害保健福祉推進室において担当することになった。

(2) 本件請求に係る公文書について

審査請求人は、京都障害者職業センターにおいて就労支援を受けた者であり、京都障害者職業センターは審査請求人の職業評価を行っていた。今回の請求は、元職員が作成した職業評価の全数を示したうえで、職業評価に記載されている診断名と主治医意見書に記載されている診断名が一致しない公文書を開示するよう求めたものである。

(3) 本件請求に係る文書の全数が一致しないことについて

■■・元障害保健福祉推進室職員（以下「市職員」という。）が、当該文書の件数は「36件」と口頭で説明したのは「令和元年12月2日時点」での調査結果であり、今回の公文書公開請求時点（令和3年4月26日）での調査結果は「18件」である。

この差は、京都市公文書管理規則に基づき、5年の保存期間が終了したものについて廃棄をしたためである。

したがって、本件請求に係る公文書の全数は「18件」であり、18件の中に、請求内容を満たす公文書も存在しないため、不存在による非公開決定をしたものである。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 元職員が作成した職業評価の件数が「18件」と書かれているが、以前に市職員が「36件」と答えている。公開請求している公文書は何れも同一であるので、以前と今回（本件）で件数が異なる事あり得ず、残りの18件を隠蔽しているのか？

(2) 仮に廃棄した事が事実であれば何故廃棄したのか？処分庁は「京都市公文書管理規則」を挙げているが、公文書を隠蔽した事件に対する損害賠償請求訴訟が今後行われ得るにも関わらず、何故証拠保全していないのか？又元職員が作成した、当該公文書

である職業評価を含む障害者台帳について、虚偽法人文書の容疑があるにも関わらず何故廃棄したのか？明らかに証拠隠滅を謀ったとしか考えられない。

- (3) 先ず本当に廃棄したのか否かを問い質すが、仮に其れが事実とすれば次は証拠保全違反及び証拠隠滅を問い質す事に為る。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る公文書について

審査請求人が求めている公文書は、かがやきにおける支援業務の中で、京都障害者職業センターから取得した職業評価のうち、作成者が元職員であり、かつ記載されている診断名が主治医意見書と一致しない職業評価である。

- (2) 本件処分について

ア 処分庁は、かがやきが保有する職業評価のうち作成者が元職員であるもの（以下「本件職業評価」という。）を18件保有していることを示したうえで、請求内容を満たす公文書は存在しないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、本件請求以前に、市職員から本件職業評価は36件保有しているとの説明を受けたことを理由に処分庁が本件処分において18件としていることに異議を述べていることから、本件請求における文書特定に不足があると主張するものと認められる。

ウ 審査請求人の主張に対する処分庁の説明によると、令和元年12月2日時点の調査において本件職業評価は36件保有していると確認したが、当該調査を行った以降、本件請求までの間に保存年限が到来したものについて廃棄をしたため、本件請求があった時点では18件であったとのことである。

エ 行政機関においては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項を定め、公文書の適正な管理を行うものであり、処分庁においては、京都市公文書管理規則がこれに当たるものである。

オ 当審査会としては、処分庁において当該規則に基づき保存年限を5年と定め適正に管理している結果、本件請求があった時点において処分庁が保有する本件職業評価が約2年前の時点と比較して減少していたことについて、特段不合理な点はないと考える。

したがって、本件請求があった時点において保有する公文書のうち、本件請求内容を満たす公文書が存在しなかったとする本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年	7月 7日	諮問
	7月30日	諮問庁からの弁明書の提出
	8月10日	審査請求人からの反論書の提出
	9月 7日	審査請求人からの再反論書の提出
令和4年	1月28日	諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（令和3年10月25日開催）
	8月 4日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第3回会議）
	9月15日	審議（令和4年度第4回会議）

※ 行政不服審査法第33条、第34条及び第36条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第2部会（部会長 毛利 透）